

## 経常建設共同企業体としての競争参加者の資格に関する公示

平成30年度における上ノ国町の所掌する建設工事に係る経常建設共同企業体としての指名競争入札参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

平成30年3月22日

上ノ国町長 工藤 昇

### 1 経常建設共同企業体の対象工事

技術力の結集等により効果的施工を確保するため、活用が必要と考えられる工事。  
(特定建設工事共同企業体の対象となった工事は除く)

#### 【平成30年度に対象となる見込みの工事】

平成30年3月19日現在

| 番号 | 工事名(予定)             | 業種区分   | 概要(予定)                     |
|----|---------------------|--------|----------------------------|
| 1  | 湯ノ岱地区複合施設建設工事(建築主体) | 建築一式工事 | 木造約400㎡、機械設備工事を含む、(電気工事別途) |

※標記工事が経常建設共同企業体を対象とした指名競争入札となることを確約するものではありません。

### 2 受付の時期及び場所

#### (1) 受付時期

| 受付期間                 | 資格の有効期間                 |
|----------------------|-------------------------|
| 平成30年4月2日～平成30年4月10日 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |

注1 受付は、土曜日、日曜日を除く。

注2 持参による受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 受付場所

〒049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地

上ノ国町役場施設課 財産管理グループ

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書等の入手方法

「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)  
及び「経常建設共同企業体協定書」(以下「協定書」という。)は、上ノ国町のホームページから得るものとする。

#### (2) 申請書の提出方法

申請書及び協定書(写)を各1部持参により提出すること。

#### 4 構成員の要件

##### (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3業者とする。

##### (2) 構成員の組合せ

- ① 対象工事に対応する工事種類の有資格者で、平成29・30年度の上ノ国町における建築A等級に格付けされている者の組合せ又は、直近等級に格付けされている者との組合せとする。
- ② 構成員は、上ノ国町内に本店を置く者とする。
- ③ 特定建設業許可を有する構成員を1者以上含むものとする。

##### (3) 構成員の技術的要件等

- ① すべての構成員が、次の各号の要件を満たすこと。

|   |   |
|---|---|
| ア | 対象工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。   |
| イ | 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があること。ただし、元請としての実績がない構成員が、当該工事を円滑かつ確実に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての実績があること。 |
| ウ | いずれかの構成員は発注工事に対応する許可業種に係る <u>監理技術者を工事現場に専任で配置</u> し、他の構成員は国家資格を有する主任技術者を兼任で配置することができること。                        |

##### (4) 結成方法及び数

結成方法及び数は、次の各号のとおりとする。

- ① 自主結成とする。
- ② 一の建設業者が、経常企業体を結成して競争入札参加資格申請書を提出して登録することができる回数は、一業種につき1回とする。ただし、年度途中において新たに対象とする工事が必要となった場合は、再度登録できるものとする。

##### (5) 出資比率

各構成員の出資比率の最小限度は次のとおりとする。

- ① 2社の場合 30パーセント以上
- ② 3社の場合 20パーセント以上

##### (6) 代表者の要件

代表者は構成員間において決定された者とし、その出資比率は構成員間において自主的に定める。

(7) 構成員の資格要件

当該共同企業体のすべての構成員が「平成29・30年度 上ノ国町競争入札等参加資格者名簿【建設工事】」の登録者であること。なお、登録者とならなかった構成員を含む企業体の資格は喪失するものとする。

5 経常建設共同企業体の等級格付けについて

経常建設共同企業体は対象となった工事の入札等にのみ選考対象するものとし、等級格付けは行わないものとする。

6 資格の有効期間

単体企業としての資格の有効期間が満了する日までとし、最長平成30年3月31日を期限とする。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

7 資格審査の結果

資格審査決定通知書により通知する。

8 申請手続の照会先

上ノ国町役場 施設課 (電話0139-55-2311内線220)